

白馬村観光振興のための財源確保の在り方に関する報告書（概要①）

白馬村観光地経営計画で定められた検討事項の一つとして、観光振興のための新規財源の検討を行うため、村長の附属機関として「白馬村観光振興のための財源確保検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置。委員会・ワーキンググループ（WG）では、宿泊拠点や山岳域の環境保全、観光地全体の景観整備など、目的に即して柔軟に活用できる新たな財源のあり方について検討を行った。

観光地経営計画で定められた今後の戦略

戦略	具体的施策
山岳景観の魅力向上	電柱地中化・展望スポットの整備 自然環境保全等
滞在空間としての魅力向上	村内交通の整備（シャトルバス等） 公衆wifiの整備 サイクリングロードの整備等
誰にでも分かりやすい情報提供	観光案内施設の整備・改修 国内外に向けたプロモーション
統計データの取得体制の構築	効果的な誘客活動のための市場調査の実施等

国内各地の観光財源確保策（例）

	税目	自治体	納税義務者	税率・税額
法定外税	宿泊税	東京都、大阪府、京都市、金沢市	宿泊客	(東京都の場合) 宿泊料金1人1泊当たり 10,000円未満：非課税 10,000円以上15,000円未満： 100円 15,000円以上：200円
		北海道倶知安町		宿泊料金の2%（R1年11月～）
	歴史と文化の環境税	福岡県太宰府市	有料駐車場利用者	駐車行為1回につき 乗用車：100円等
	環境協力税	沖縄県伊是名村	旅客船、飛行機等により入域する者	1回の入域につき100円 ※障害者、高校生以下は免除
	別荘等所有税	静岡県熱海市	別荘等の所有者	650円/m ²
協力金	富士山保全協力金	山梨県、静岡県	登山者	1人1,000円（任意）

検討委員会・ワーキンググループの開催経過

	開催日	議題
第1回	平成30年5月15日	・白馬村における観光の現状と課題 ・白馬村における財政の現状と課題 ・観光財源の確保策
第2回	平成30年7月24日	・新たな財源確保の在り方
WG①	平成30年10月10日	・第1回・第2回検討委員会の報告 ・新たな観光財源の用途 ・新たな観光財源の基金化 ・観光財源の確保策
WG②	平成30年10月25日	・観光財源の確保策 ・基金の用途を決定する組織
第3回	平成30年11月19日	・新たな財源確保の在り方
第4回	平成30年12月13日	・新たな財源確保の在り方（宿泊税以外） ・これまでの議論を踏まえた全体イメージ
WG③	平成31年1月30日	・第3回・第4回検討委員会の報告 ・新たな観光財源の運用イメージ
第5回	平成31年3月1日	・新たな財源確保の在り方 ・報告書（案）の議論
第6回	平成31年4月3日	・報告書のとりまとめ



（検討委員会の様子）



（WGの様子）



（村長に報告書を提出）

白馬村観光振興のための財源確保の在り方に関する報告書（概要②）

報告書の主な内容

① 新たな観光財源の必要性・用途について

将来にわたり白馬村が観光立村として生き残るため、官民を問わず観光施策への継続的な投資は必須であり、そのための新たな観光財源を確保することが必要である。用途の大枠は、今後の白馬村が目指す目標像や施策・スケジュール等として「観光地経営計画」で示されているが、具体的な財源を導入する前段として、地域経済分析等の統計データを取りながら、施策の具体的な方向性や優先順位を設定する仕組みづくりが必要である。

② 新たな観光財源の運用の仕組みについて

新たな観光財源は、観光振興施策のみに使われるよう、行政の一般財源とは切り分けて基金化することが必要である。

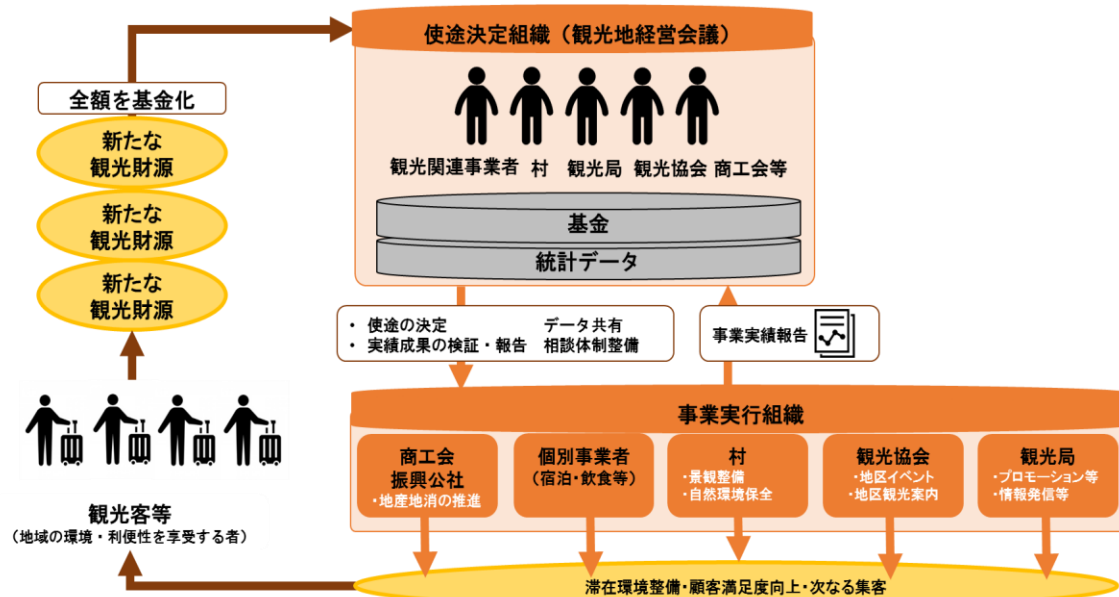
また、新たな観光財源の基金管理・用途の決定は行政のみで行うのではなく、白馬村観光地経営会議のような、官民が一体となった組織において行うことが望ましい。

③ 新たな観光財源の在り方について

新たな観光財源は、用途に着目し、未来志向で観光への投資をしていくという趣旨を踏まえて、「白馬のみらい観光税（仮称）」と総称する。

具体的には、観光客等から金銭的協力を頂くものとして、宿泊行為に対する課税（いわゆる宿泊税）、登山協力金、ふるさと納税が有力な選択肢であると考えられる。特に宿泊税については、財源としての安定性、課税対象の明確性や、国内外での事例の蓄積、増加する外国人観光客を含めた負担の公平性を満たした上で、観光客から頂く金銭的負担を集約するものとして、有力な財源である。ただし、小規模宿泊施設や低価格帯施設等に対する配慮等、委員会で挙げられた懸念事項についても十分に考慮し、宿泊事業者の営業実態を踏まえた制度設計が必要である。登山協力金、ふるさと納税については、税ではなく、観光客等から任意の協力を求めるものであり、他の財源を導入する際にも並行して検討・活用すべきである。

その他、次なる集客等のため、観光事業者が幅広く事業規模に応じた税又は分担金を事業規模に応じて負担することも有力な選択肢である。ただし、新たな村民負担が生じることに留意するほか、同様な制度は全国でも事例がなく、法律上の整理や観光事業者の範囲の明確化等の課題があることを踏まえた検討が必要である。



(新たな観光財源の運用イメージ (上))

(財源確保策のシミュレーション (下))

税目	税率	納税者	新たな財源
宿泊税① (東京都方式)	・ 10,000円未満：非課税 ・ 10,000～15,000円未満：100円 ・ 15,000円以上：200円	宿泊者	約4百万円
宿泊税① (京都市方式)	・ 20,000円未満：200円 ・ 20,000～50,000円未満：500円 ・ 50,000円以上：1,000円		約171百万円
宿泊税②	宿泊料の2%～3%		約115百万円 ～ 約172百万円
リフト利用者 への課税	100円 (1人1日)	リフト利用者	約98百万円
村・県民税 (家屋敷課税の引き上げ)	4,500円 ※1,000円の引き上げ	住宅等所有者	約1百万円
別荘等所有税	110円 (床面積1㎡当たり)	別荘等所有者	約7百万円
登山協力金	500円	登山者	約12百万円
ふるさと納税	—	寄付者	—